

## 江戸川区名産品プロモーション支援事業 「えどコレ！」参加事業者 募集要領

### 1 本事業の目的について

江戸川区名産品プロモーション支援事業（以下、「本事業」という）において、江戸川区の地場産業である伝統工芸や本区の事業者が生産、販売する魅力ある產品を広くプロモーションし、区内産業の活性化につなげるため、本事業を実施する。

### 2 本事業で使用するブランド名と定義について

#### （1）ブランド名

本事業でプロモーションを行う際のブランド名として「えどコレ！」を使用する。

#### （2）「えどコレ！」の定義

原材料へのこだわり、確かな品質、造形の美しさを兼ね備えた、江戸川区内で生産・製造される名産品の数々。これらの製品は、地域に根付き、人々の生活を支え、潤いを与えてきた。

伝統を大切にしながらも、多様なライフスタイルの変化を捉え、新たな価値の創造に挑戦し続ける製品「えどコレ！」は、未来へと引き継がれるべき「江戸川区ブランド」の総称である。

### 3 事業者の参加要件

次の全てを満たしている事業者であること。

- ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者であること。
- ② 区内に本社（個人事業者にあっては住所及び主たる事業所）を有すること。
- ③ 東京信用保証協会の保証対象業種であり、公序良俗に反する活動を行うものではないこと。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。
- ⑤ 主たる製造工程を区内で行っている事業者、もしくは、主原料に区内の生産物を使用している事業者であること。
- ⑥ 「えどコレ！」のブランド価値を向上させる取り組みを積極的に展開する姿勢を有すること。
- ⑦ 本事業に参加している他の事業者及び区と協働する姿勢を有すること。
- ⑧ 事業を遂行できる経営基盤・実績を有すること。

### 4 「えどコレ！」で取り扱う製品の選定

#### （1）評価項目

選定にあたっての評価項目は、次のとおりとする。

- ① 長年受け継がれてきた伝統的技術・技法や卓越した技術により製造されていること。
- ② デザイン性や機能性、また品質が優れ、購入者の期待に十分応えた製品であること。
- ③ 新たな視点により、意外性や独創性といった独自の価値がある製品であること。
- ④ 長年愛用できるものであること。
- ⑤ 購入者が大切な人へのプレゼントやお土産に利用したくなり、手にした人が心の贅沢を感じられるような製品であること。

#### （2）選定方法について

- ①参加要件に該当する事業者を公募し、事務局で審査・認定する。
- ②審査は、産業経済部長、産業振興課長、担当係長、委託事業者の担当者で構成する選定委員会で行うものとする。
- ③令和8年度に選定する事業者数は3事業者程度とする。

### (3) 選定スケジュールについて

- ① 募集 令和8年4月～6月
- ② 審査 令和8年7月上旬
- ③ 選定 令和8年7月下旬

## 5 認定の特典

- ①えどコレ！ホームページにおいて取材記事の掲載
- ②ロゴマーク使用
- ③えどコレ！交流会への参加
- ④ものづくりプロモーション支援助成金の助成対象者の要件に該当
- ⑤本事業で実施する展示会や催事、ポップアップ等で優先的な出品

## 6 認定期間

特典①～については定めなし。特典⑤については認定された年度を初年度とし、3年とする。  
ただし、江戸川伝統工芸保存会、江戸川区伝統工芸会の会員についてはこの限りではない

## 7 その他

- ① 江戸川区産業経済部は、選定された事業者の取り組みや製品が本事業の目的と合致しないと判断した場合は、選定した事業者の認定を取り消すことが出来る。
- ② 江戸川区産業経済部は、上記3、4で選定された事業者が生産する製品のほか、江戸川区の魅力の向上に資すると認められ、かつ、購入者に広く親しまれている製品を「えどコレ！」で取り扱うものとする。